

自己点検評価書

令和7年度実施

兵庫県公立大学法人

芸術文化観光専門職大学

芸術文化・観光学部 芸術文化・観光学科

令和7年9月30日

2 大学の目的及び特徴

目的

芸術文化観光専門職大学(以下、「本学」という。)は、芸術文化と観光を学ぶ全国初の芸術文化・観光学部 芸術文化・観光学科の1学部1学科として文部科学大臣から設置認可を受けた専門職大学である。また、前身となる教育機関のない専門職大学としては国公立大学初で開学し、兵庫県が出資する兵庫県公立大学法人が運営している。単に学問を教えるだけでなく、地域社会に深く貢献し、新たな価値を創造する「専門職業人」を育成するため、基本理念を以下に制定している。

1. 芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人の育成

本学の最も根幹にある目的は、芸術文化と観光の双方に精通し、その相乗効果で地域の活力を生み出す専門職業人を育てることである。本学は、両分野を切り離すことなく、一体のものとして捉えることで、新しい時代に対応した人材を養成するために、芸術文化を単なる鑑賞の対象としてではなく、地域の経済や社会を動かす力と捉え、観光と結びつけるための知識やスキルを徹底的に学ぶ。

具体的には、文化施設の運営、イベントの企画、芸術家のマネジメントといったアートマネジメントと、観光地の開発、マーケティング、インバウンド対応といった観光マネジメントを、理論と実践の両面から修得していく。これにより、学生たちは卒業後、地域の芸術文化を活かした新たな観光ビジネスを立ち上げたり、国際的な文化交流を推進したりする存在になることを目指す。

2. 地域のオープンイノベーション拠点の形成

本学は、単なる教育機関にとどまらず、地域のオープンイノベーション(企業や団体、大学などが外部の知識や技術を取り入れ、革新的な製品やサービスを生み出す仕組みのこと)拠点となることも重要な目的としている。

本学は、豊かな自然と歴史、文化を持つ兵庫県北部の但馬地域にあり、地域に深く関わることで、新たな知恵やアイデアを生み出すことを重視している。具体的には、大学を核として、企業、自治体、地域住民、そして小中高校などの教育機関が連携し、地域の課題解決や魅力向上に取り組む産学官連携、小中高大連携を積極的に推進する。

学生たちは、座学で得た知識を実際の地域社会で活用するため、800時間以上に及ぶ長期の実習を必修としている。これにより、地域の祭りやイベントの企画運営に参画したり、観光資源の調査・分析を行ったりするなど、地域の人々と協働しながら実践的な経験を積んでいく。本学は、学生たちの若い感性と専門知識を地域に還元し、地域に新しい風を吹き込む役割を担う。

3. 地域の発展・繁栄及び新たな国際ネットワークの形成に貢献

グローバル化が進む現代において、地域活性化は国内にとどまらず、海外との交流なくしては成り立たない。本学は、地域に根ざしながらも、グローバルな視点を持つ人材を育成し、新たな国際ネットワークを形成することも重要な目的としている。本学が目指すのは、従来の「インターナショナル(国家間の関係)」とは異なる「インターローカル(地域と地域が国境を越えて直接結びつく活動)」な交流である。但馬地域で生まれた芸術文化や観光の価値を世界に発信し、新たな国際関係を築いていく。

そのために、カリキュラムでは語学教育にも力を入れ、高い語学力と多様な価値観を養っていく。また、海外研修も積極的に実施することで、学生たちは異文化に触れ、視野を広げる機会を得る。本学で学んだ学生たちは、世界中に広がるネットワークの一員として、日本の地域の魅力を世界に伝え、平和と相互理解に貢献する存在になることが期待されている。

これらの基本理念を踏まえ、学則第1条において、本学の目的を「芸術文化及び観光の分野で活躍することによって、芸術文化と観光による価値連鎖を創出し、観光事業による交流の拡大、消費活動の喚起を通じて芸術文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を促すことのできる専門職業人を育成する。また、地域に根ざした教育研究活動を展開するとともに、産学官連携及び小中高大連携の強化、生涯教育の充実、地域との協働等を推進する拠点として地域社会に貢献する。あわせて芸術文化を生かした新たな観光ビジネス、芸術文化の創造活動や優れた文化政策の進展に寄与し、グローバルなネットワークの形成に貢献する。」と定めている。

さらに、同第2条では、本学の芸術文化・観光学部は「地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する専門職業人を養成する。」と定めている。

(<https://www.at-hyogo.jp/about/outline/>)

特徴

本学の特徴は、全国初の芸術文化と観光を学ぶ専門職大学であり、芸術文化と観光、理論と実践を架橋し、新たな”価値”を創造することである。つまり、演劇やアートマネジメントを核とした芸術文化、ツーリズム産業と観光まちづくり、といった専門分野を学び、「体験価値」の創出(プロデュース)に実践的に取り組み、魅力的な地域や社会を創出していける力を身につけ、芸術文化と観光を活かした持続可能な地域・社会づくりに貢献することにある。

特徴的な主な取組みとして、1点目は、本学独自の多彩なカリキュラムである。本学は「芸術文化」と「観光・経営」の両方を1つの学部・学科で学ぶ日本で初めての学びの場となる。2年次からは、芸術文化分野あるいは観光経営分野のどちらかを軸におき「主たる専攻」として分野の専門性を高めるとともに、もう一方の分野の知識・技能を「副となる専攻」として学ぶ。そうすることで両分野の視点を持った人材を育成することである。

2点目は、新たな学びのスタイルとして1年を4期に区分する「クォーター制」である。第1・第3クォーターは講義、演習科目、第2・第4クォーターは実習科目や集中講義、海外留学を配置し、「理論」と「実践」を繰り返す「ラーニング・ブリッジング」のカリキュラムを採用している。講義で学んだ「理論」を踏まえ、実習「実践」に臨むことで主体的で深い学びを実現し、理論と実践を繰り返す相乗効果により、知識も実践力も身につけられる。なお、実習では授業の3分の1(800時間以上)を充てている。

3点目は、ユニークなコミュニケーション教育である。1年次に全員が演劇的手法による「コミュニケーション演習」を履修し、演劇を活用して表現力などを身につけ、背景の異なる多様な人々との交流が必要な、これからの社会で必須となる異なる価値観の間をつなぐ「対話的コミュニケーション能力」を養成している。また、1年次はシェアハウス方式の全寮制とし、学生同士の交流を通じて、協働性やコミュニケーション能力を養います。

4点目は、世界に広がる学びの舞台として、小さな世界都市・豊岡を抱く、兵庫県北部「但馬」の地で国際感覚を磨くことである。現在、韓国の中央大学校との交換留学では相互に学生の派遣と受け入れを行うとともに、海外実習ではドイツのトリア大学や台湾の建国科技大学など現地の実務や運営について学ぶ機会がある。1、2年次には少人数での集中的な語学教育で高い語学力を養成している。海外での語学実習、学習分野に応じた海外実習、学生寮における留学生との日常的な交流を通じて、多様な価値観を培いつつ、地域のヒト・モノ・価値を世界とつなぐ展開力が身につけられる。

5点目は、各分野を代表する優秀な教員が指導する少人数指導体制である。講師陣も世界を舞台に活躍するダンサー・演劇人をはじめ、マネジメントやマーケティング、起業や団体設立などの豊富な経験をもつ多彩な実務家教員が数多く在籍している。1学部1学科80人で編成し、原則、全科目を40人以下で行う徹底した少人数教育を実施している。教員と学生の顔の見える関係ときめ細やかな指導を通じて学びを深め、高い教育効果を実現する。また、1年次はクラス「担任制」(1クラス13名程度)、2年次は予め大学で指定した担当教員(アカデミックアドバイザー)、3、4年次は「専門演習」「総合演習」のゼミ担当教員がアドバイザーとなり全面的にサポートする。また、1、2年次に集中的な語学教育の少人数(15人程度)指導など一貫した少人数指導体制を確立し、第一線の講師陣と交流しながら、理論と実践が修得できる。

学内の施設面での特徴としては、国内最高レベルの劇場を有していることである。最大220名収容可能な「静思堂シアター」は、音響や照明などプロ仕様の舞台装置を備えており、キャンパスにいながら本格的な舞台上演が可能である。バックヤードには、衣装や大道具・小道具の制作室、楽屋、スタジオなども設置しており、演劇づくりのすべてを一から学べる創造型の劇場となっている。

また、1年次には、シェアハウス方式の全寮制を採用している。4人1部屋のユニットで共同生活を送ることで、日常的にコミュニケーション能力を磨き、多様な価値観を持つ仲間たちとの協働性を養う。

3 分析観点ごとの自己点検評価

領域Ⅰ 教育課程の目的及び学修成果	
基準Ⅰ-1	専門職大学(芸術文化観光分野)が担う使命に則して、目的が適切に設定されていること。この目的には、当該専門職大学の育成しようとする人材像及び個性・特色が明確に示されていること。
分析観点Ⅰ-1-1	専門職大学(芸術文化観光分野)の目的が、理念や使命に則して、適切に設定されていること。
<p>大学の目的について、設立の理念や使命に即して適切に設定している。詳細は、「学則」及び「大学の設置等の趣旨等を記載した書類」に記している。これらの資料は、文部科学省へ報告し広く公開されており、また、本学が育成しようとする人材像及び個性・特色が具体的に記されており、掲げた人材育成の目標に沿って教育課程を構成している。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ: 学則第1条及び第2条 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/05/schoolrules070401.pdf) Webページ: 大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.11-29 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/04-1-geijyutubunkakankou_2010nsecchi_syushi1.pdf)</p>	
基準Ⅰ-2	【重点評価項目】専門職大学(芸術文化観光分野)に求められている人材育成がなされていること。
分析観点Ⅰ-2-1	単位修得・卒業状況から判断して、専門職大学(芸術文化観光分野)に求められている学修成果の適切な把握及び評価がされていること。
<p>下記のとおり、単位修得・卒業状況等の状況から判断して、専門職大学(芸術文化観光分野)に求められている学修成果の適切な把握及び評価をしている。</p> <p>1期生の単位取得状況は、開学後4年間平均で92%である(資料Ⅰ-2-1-①: 単位取得率)。退学状況について、4年間の退学率は6%で、標準修業年限での卒業率は77%である(資料Ⅰ-2-1-②: 2021年度入学者の状況)。これらのことから、開学初年度の2021年度入学者の大半は順当に単位を取得し、卒業した状況が読み取れる。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅰ-2-1-①: 単位取得率 資料Ⅰ-2-1-②: 2021年度入学者の状況</p>	

分析観点 I-2-2	授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学(芸術文化観光分野)に求められている学修成果の適切な把握及び評価がされていること。
<p>下記のとおり、授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学(芸術文化観光分野)に求められている学修成果が上がっている。</p> <p>毎学期、学生の授業理解度を計るため授業評価アンケートを行っている(資料 I-2-2-①:授業評価アンケート結果)。アンケートの結果は、5段階の評価で平均4.0を上回っている。学生からの意見聴取の結果は本学ホームページに公開しており、学生インタビューおよび就職内定者インタビューの結果から、学生が各自の問題意識に照らして成しえた充実した学修の内容が一部確認できる。</p> <p>以上の状況から判断して、本学に求められている学修成果は把握できている。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料 I-2-2-①: 授業評価アンケート結果 Webページ: 在学生の声 (https://www.at-hyogo.jp/campus-life/student-voice/) Webページ: 就職内定者の声 (https://www.at-hyogo.jp/career/recruit-voice/)</p>	
分析観点 I-2-3	卒業後の進路の状況等の実績や成果から判断して、専門職大学(芸術文化観光分野)に求められている学修成果の適切な把握及び評価がされていること。
<p>下記のとおり、卒業後の進路の状況等の実績や成果から判断して、専門職大学(芸術文化観光学分野)に求められている学修成果が上がっている。</p> <p>就職率について、就職希望者に対して98.2%となっている。</p> <p>就職希望者の就職先について、生活関連サービス業(芸術文化分野等)の業種が主立っているが、宿泊業(観光分野)や金融業などその他の業種に進む者も見られる。就職希望者の主な職種については、芸術文化関連施設の技術スタッフ・舞台監督セクションやステージマネージャー職、テーマパーク総合職、グランドハンドリング業務(航空運送業)、旅行会社総合職があり、本学に求められている学修成果が現れている。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ: 就職・進路状況 (https://www.at-hyogo.jp/career/employment/) [就職先、業種別就職割合、県内・但馬地域別就職割合]</p>	
分析観点 I-2-4	卒業生や就職先等の関係者及び地域の関係者からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学(芸術文化観光分野)に求められている学修成果の適切な把握及び評価がされていること。
<p>卒業生の内定時での意見聴取の結果を本学ウェブサイト公開している。1期生が卒業して間もないため、卒業生アンケート・就職先企業アンケートは現時点では未実施(今後実施を予定)ではあるものの、7月下旬にいくつかの就職先企業や卒業生にヒアリングを実施した。その結果、「臨地実務実習」や「連携実務演習」などの実習では、社会人としてのマナーが身につく、人的ネットワークが形成されたことが現在の業務に活かされていることがわかった。</p> <p>また、芸術文化・観光に関連したプロジェクト型学習(Project-Based Learning)、企業課題や地域課題等に関連した課題解決型学習(Problem-Based Learning)をはじめ、グループワークやプレゼンテーションを行う機会が多く、コミュニケーション能力の高さや経営資源を活用した企画提案力等が評価されていることがわかった。</p> <p>これらのことから判断して、専門職大学(芸術文化観光分野)に求められている学修成果が上がっている。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ: 就職内定者の声 (https://www.at-hyogo.jp/career/recruit-voice/) 資料 I-2-4-①: 卒業生・就職先ヒアリング結果(報告)及び自己評価報告書記載内容について(提案)0731_提出用(個人情報削除版)</p>	

領域Ⅰ 自己点検評価概要

専門職大学(芸術文化観光分野)が担う使命に則して、目的を適切に設定しており、この目的には、本学が育成しようとする人材像および個性・特色を明確に示している。また実際に、専門職大学(芸術文化観光分野)に求められている人材育成を行っている。

優れた成果が確認できる取組

- ・単位取得状況、就職率、学位取得状況など、本学に求められている人材育成と学修成果が上がっている点。
- ・就職先企業へのヒアリングの結果などから、本学の目的と育成する人材像が、社会が求めるニーズと一致し、いくつかの就職先から高い評価を得ている点。

特色ある取組

- ・本学の目的とする育成すべき人材像に合致する卒業生を輩出できていることが、卒業生への内定時での意見聴取の結果等から把握できる点。

改善が望まれる事項

- ・当該分野は本学が唯一無二で取り組み始めており、今後さらなる成長を遂げていくために、育成すべき人材像や社会からのニーズを踏まえたカリキュラムの見直し等の不断の努力を継続させていくことが必要な点。

領域Ⅱ 教育内容・方法

基準Ⅱ-1	芸術文化観光領域に新しい価値を生み出し、地域に新たな活力を創出する人材育成をめざして、卒業認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。
分析観点Ⅱ-1-1	卒業認定・学位授与方針が、芸術文化観光領域に新しい価値を生み出し、地域に新たな活力を創出する人材育成をめざして、具体的かつ明確に策定されていること。
<p>卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)は、ホームページや「履修の手引き」等で公開している。学生が身につけるべき能力・資質を、各専攻に共通するものと考え、「1.基礎的な知識・技能及び対話的コミュニケーション能力」、「2.価値創造の能力」、「3.地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力」としている。</p> <p>さらに、専攻ごとのディプロマ・ポリシーとして、芸術文化を専攻する学生では、芸術文化マネジメント能力と芸術文化学士に求められる観光マネジメント能力、観光を専攻する学生では、観光マネジメント能力と観光学士に求められる芸術文化マネジメント能力を示している。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅱ-1-1-①: 履修の手引き[P.2-3] Webページ: 3つの教育ポリシー (https://www.at-hyogo.jp/about/policy/) Webページ: 教育情報の公表 (https://www.at-hyogo.jp/education/disclosure/)</p>	
基準Ⅱ-2	芸術文化観光領域に新しい価値を生み出し、地域に新たな活力を創出する人材育成に求められる能力(思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力等)の養成をめざして、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。
分析観点Ⅱ-2-1	教育課程編成・実施方針と卒業認定・学位授与方針とが整合的であること。
<p>教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を、「履修の手引き」やホームページ等で公開している。卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に定められた能力を養成するため以下のような科目を設定している。</p> <p>基礎科目において、生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図る科目で、特に対話的コミュニケーション能力を身につけさせるコミュニケーション演習、語学などの科目を配置している。</p> <p>また、新たな価値創造につながる着想や思考、創造性を喚起する科目として、芸術学、地域とつながる歴史学などを知的創造性科目として配置している。</p> <p>職業専門科目において、芸術文化系では文化施設の運営や主に舞台芸術の知識・技能を通じて地域活性化に寄与する実践的方法論を修得させる科目を配置し、観光系では観光地域づくりや観光産業の現状と課題を考察し、課題解決の能力を修得させる科目を配置している。</p> <p>【根拠資料・データ】 <再掲> 資料Ⅱ-1-1-①: 履修の手引き(抜粋P.18-46) Webページ: 大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.50-54 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/04-1-geijyutubunkakankou_2010nsecchi_syushi1.pdf) Webページ: 3つの教育ポリシー (https://www.at-hyogo.jp/about/policy/) Webページ: 教育情報の公表 (https://www.at-hyogo.jp/education/disclosure/)</p>	
分析観点Ⅱ-2-2	教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。
<p>教育課程編成・実施の方針は、①教育課程の編成の考え方、②教育方法、履修指導及び卒業要件、③教職員の資質の維持向上を図る方策の中で明確に示している。なお、本学の「教育課程の編成の考え方及び特色」のより詳細な内容は、「大学の設置等の趣旨等を記載した書類」に示して公開している。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ: 大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.50-54 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/04-1-geijyutubunkakankou_2010nsecchi_syushi1.pdf) Webページ: 3つの教育ポリシー (https://www.at-hyogo.jp/about/policy/) Webページ: 教育情報の公表 (https://www.at-hyogo.jp/education/disclosure/)</p>	

<p>基準Ⅱ-3</p>	<p>芸術文化観光に関連する企画や経営に必要な専門的知識(芸術文化観光に関する企画戦略・広告、デジタルツールの活用等)、専門職業の現場で必要とされる能力を修得させるとともに高い職業倫理観と地域創生への意欲及びグローバルな視野を持つ専門職業人の育成をめざして、教育課程の編成及び授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準に適合するものであること。</p>
<p>分析観点Ⅱ-3-1</p>	<p>キャリアアップの基礎となるリテラシー科目である基礎科目、芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力及び価値創造能力と育成する職業専門科目が展開されていること。これらの基盤の上に、グローバルな発信力を具備し協働的なユニバーサル社会づくりに貢献する人材育成のための展開科目及び芸術文化と観光に関する課題の設定・解決策を立案・発信を行う総合科目が体系的に編成されていること。</p>
<p>芸術文化、観光の各専攻分野に必要な専門的知識、専門職業の現場で必要とされる能力を修得させるとともに両分野を架橋することにより、新たな課題解決に向けて取り組む人材育成をめざして、教育課程を体系的に編成している。 「主となる専攻に関する科目一覧」や「教育課程の編成の考え方」に示すように、各科目を体系的に編成している(＜再掲＞資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引き(抜粋P.41-46)、Webページ:大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.50-54)。 教育課程の編成の趣旨や方針が確認できる資料について、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに加え、「大学の設置等の趣旨等を記載した書類」に「4.教育課程の編成における考え方及び特色」として記載している(Webページ:大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.50-54)。 「主となる専攻に関する科目一覧」において、科目分類、年次配当、必修・選択等の別について記載している(＜再掲＞資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引き(抜粋P.41-46))。</p> <p>【根拠資料・データ】 ＜再掲＞資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引き(抜粋P.41-46) Webページ:大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.50-54(https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/04-1-geijyutubunkakankou_2010nsecchi_syushi1.pdf) Webページ:3つの教育ポリシー(https://www.at-hyogo.jp/about/policy/)</p>	
<p>分析観点Ⅱ-3-2</p>	<p>各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。</p>
<p>各授業科目について、到達目標を明示し、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっている(Webページ:2025年度シラバス)。また、講義科目から実習科目へと接続しやすいよう、配当年次を工夫する等により、段階的及び体系的な履修を設計しており、到達目標に即した授業内容になっている(Webページ:大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.42-44、資料Ⅱ-3-2-①:カリキュラム配置表)。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ:2025年度シラバス(https://www.at-hyogo.jp/education/syllabus/) Webページ:大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.42-44(https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/04-1-geijyutubunkakankou_2010nsecchi_syushi1.pdf) 資料Ⅱ-3-2-①:カリキュラム配置表</p>	
<p>分析観点Ⅱ-3-3</p>	<p>段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。</p>
<p>段階的かつ体系的な教育の実施を理解できるよう、資料を学生に周知している。「履修の手引き」内の「履修の指針」で、基本的な考え方から科目一覧まで明示している(＜再掲＞資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引きP.18、P.41-46)。これらの資料を使い、入学時のガイダンスで学生への説明を行っている(資料Ⅱ-3-3-①:入学ガイダンスについて)。</p> <p>【根拠資料・データ】 ＜再掲＞資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引き(抜粋P.18、P.41-46) 資料Ⅱ-3-3-①:入学ガイダンスについて</p>	

基準Ⅱ-4	臨地実務実習の管理運営体制が整備され、芸術文化観光分野の人材育成目標に則して適切に運用されていること。
分析観点Ⅱ-4-1	臨地実務実習について、芸術文化観光分野関連企業等の選定、実習内容及び成績評価等に関する管理運営体制が整備され、実施されていること。
<p>下記の通り、臨地実務実習について、芸術文化観光分野関連企業等の選定、実習内容及び成績評価等に関する管理運営体制を整備し、実施している。</p> <p>臨地実務実習について、具体的な計画を定め実施している(資料Ⅱ-4-1-①:臨地実務実習実施計画)。学生は当該資料を参考に各自で計画を作成している(資料Ⅱ-4-1-②:臨地実務実習に係る実習計画書)。考え方や計画の詳細は、「大学の設置等の趣旨等を記載した書類」のPDF(1)P.135-139に記している。臨地実務実習先の決定方法のうち、実習先の妥当性に関して、「大学の設置等の趣旨等を記載した書類」のPDF(1)P.139-140に記載している。</p> <p>臨地実務実習先の決定方法、実施状況については、「資料Ⅱ-4-1-③:臨地実務実習等施設一覧」に記載している。また、成績評価方法については、「資料Ⅱ-4-1-④:臨地実務実習成績」とおりである。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅱ-4-1-①:臨地実務実習実施計画 資料Ⅱ-4-1-②:臨地実務実習に係る実習計画書 Webページ:大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.135-140(https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/04-1-geijyutubunkakankou_2010nsecchi_syushi1.pdf) 資料Ⅱ-4-1-③:臨地実務実習等施設一覧 資料Ⅱ-4-1-④:臨地実務実習成績</p>	
基準Ⅱ-5	芸術文化観光分野の人材育成目標を反映した適切な授業形態(講義、演習、実習等)と学修指導方法が、採用されていること。また、実習や客員・外部講師など芸術文化観光分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。
分析観点Ⅱ-5-1	授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態(講義、演習、実習等)と学修指導方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に周知されていること。
<p>専門職大学設置基準等、設置の基準を満たした授業内容と方法で授業科目を設定しており、その際、適切な授業形態(講義、演習、実習等)を採用している。2021年の開学の際に教員審査が実施され、また、開設科目についても審査を受けている。開学から4年間は毎年、設置計画履行状況報告書を提出し、審査を受けている(Webページ:2024年度設置計画履行状況報告書P.6-17)。</p> <p>これらの内容は入学ガイダンスなどで学生に周知しており、授業科目についてはホームページや「履修の手引き」で情報公開している。授業方法に関する方針は、専攻会議、FD研修などにおいて教員間で共有している。</p> <p>【根拠資料・データ】 <再掲>資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引き(抜粋P.6-9、P.18-46) Webページ:2025年度シラバス(https://www.at-hyogo.jp/education/syllabus/) Webページ:2024年度設置計画履行状況報告書P.6-17(https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/2025settikeikakurikouzyoukyouhoukokusyo.pdf) 資料Ⅱ-5-1-①:直近2024年度の授業科目別受講人数 資料Ⅱ-5-1-②:FD研修の実施について 資料Ⅱ-5-1-③:FD研修議事録 Webページ:情報公開(https://www.at-hyogo.jp/about/information/disclosure/)</p>	
分析観点Ⅱ-5-2	実習や客員・外部講師など芸術文化観光分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。
<p>専門性のある組織での実習や、芸術文化の分野で活躍するプロフェッショナルを外部講師として招聘するなど、芸術文化観光分野関連機関と連携した教育上の工夫を行っている。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ:実習(https://www.at-hyogo.jp/education/training/) 資料Ⅱ-5-2-①:ゲストスピーカー一覧</p>	

分析観点Ⅱ-5-3	<p>単位の実質化への配慮がなされていること。</p> <p>専門職大学設置基準第14条に基づき、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成しており、講義科目は15時間の授業をもって1単位、外国語と演習は30時間をもって1単位、実習は30時間から45時間をもって1単位としている(＜再掲＞資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引き(抜粋P.8))。</p> <p>各科目は授業以外にも必要に応じて、予習、復習、課題を設けており、科目が掲げる目標への到達度合いを試験、レポートなどによって評価を行い、出席状況を踏まえて単位認定を行っている。これらのことは「シラバス」に記載し学生に告知している。</p> <p>本学の科目編成は、細分化した科目群ごとに取得数の下限を設けるなどで、総合的な能力の養成を図っている。年間に履修登録できる科目の上限は48単位で、学修時間を確保できる編成となっている(＜再掲＞資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引き(抜粋P.10))。</p> <p>【根拠資料・データ】 ＜再掲＞資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引き(抜粋P.8、P.10) Webページ:2025年度シラバス(https://www.at-hyogo.jp/education/syllabus/) Webページ:大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.50-95(https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/04-1-geijyutubunkakankou_2010nsecchi_syushi1.pdf)</p>
分析観点Ⅱ-5-4	<p>社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。</p> <p>本学では、担任制を設けており、学生の学習意欲や希望する進路に応じて、教職員から学生一人ひとりに助言・指導を行うことができる(＜再掲＞資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引きP.22)。また、専門演習及び総合演習担当教員には、主たる専攻分野の教員と副となる専攻分野の教員が組んであっており、両分野を架橋した学習指導を行っている。</p> <p>留学生、単位取得をめざす地域の社会人に対する単位認定については、科目等履修生規程(Webページ:科目等履修生規程)に定めている。</p> <p>【根拠資料・データ】 ＜再掲＞資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引き(抜粋P.22) Webページ:科目等履修生規程(https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/CAT_R5kamokutourisyusei-kitei.pdf)</p>
基準Ⅱ-6	<p>公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。</p>
分析観点Ⅱ-6-1	<p>成績評価基準が、卒業認定・学位授与方針及び教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。</p> <p>試験、成績評価に関する規程は、学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して定めている。学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定している(＜再掲＞資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引きP.56)。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ:学則第11条乃至第15条(https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/05/schoolrules070401.pdf) ＜再掲＞資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引き(抜粋P.56)</p>

分析観点Ⅱ-6-2	成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。
<p>成績評価基準は、「履修の手引き」やホームページへの掲載により学生に周知している。成績評価にあたっては、シラバスによって平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等も学生に示している（〈再掲〉資料Ⅱ-1-1-①：履修の手引きP.56）。</p> <p>【根拠資料・データ】 〈再掲〉資料Ⅱ-1-1-①：履修の手引き（抜粋P.56） Webページ：2025年度シラバス（https://www.at-hyogo.jp/education/syllabus/） Webページ：教育情報の公表（https://www.at-hyogo.jp/education/disclosure/）</p>	
分析観点Ⅱ-6-3	成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。
<p>成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行っている。 GPA(Grade Point Average)制度を設けており、履修の手引きでも「学習の状況及び結果を明確化することにより、学習意欲を高め、半期ごとの学修及び学修指導に役立てるとともに厳粛な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的に導入」と明示している（〈再掲〉資料Ⅱ-1-1-①：履修の手引きP.70）。また、GPA制度は、日本学生支援機構による、給付奨学金の継続に関する基準の1つである、「GPA(平均成績)等が下位4分の1」であれば「警告」となる基準の判定にも使用している。</p> <p>【根拠資料・データ】 〈再掲〉資料Ⅱ-1-1-①：履修の手引き（抜粋P.70） 資料Ⅱ-6-3-①：成績分布（2024年度4Q終了時点）</p>	
分析観点Ⅱ-6-4	成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。
<p>成績評価に対する確認及び不服申立て制度を組織的に設けている（〈再掲〉資料Ⅱ-1-1-①：履修の手引きP.65）。 成績評価に関する確認及び不服を受け付ける窓口は、大学事務局である。成績確認として、学生からの申し出を受け付けた後、科目担当へ確認し、学生へ回答する流れである。その回答により解決しない場合、学生は不服申し立てをすることができる。 学生が不服申立てを行う際には、「申立日・科目名・不服申立ての事由・学籍番号・氏名・成績評価」を記入した書面を提出する。 2024年度の申立て件数及び対応は、資料のとおりである（資料Ⅱ-6-4-①：2024年度不服申立て状況）。</p> <p>【根拠資料・データ】 〈再掲〉資料Ⅱ-1-1-①：履修の手引き（抜粋P.65） 資料Ⅱ-6-4-①：2024年度不服申立て状況</p>	
分析観点Ⅱ-6-5	他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規程が定められていること。
<p>他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を定めている（〈再掲〉資料Ⅱ-1-1-①：履修の手引きP.64）。 なお、学則第16条、第17条に関する細則によって定めている。</p> <p>【根拠資料・データ】 〈再掲〉資料Ⅱ-1-1-①：履修の手引き（抜粋P.64） Webページ：学則（https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/05/schoolrules070401.pdf）</p>	

基準Ⅱ-7	卒業要件が卒業認定・学位授与方針に則して策定され、公正な卒業認定が実施されていること。
分析観点Ⅱ-7-1	卒業要件が、卒業認定・学位授与方針に則して、組織的に策定されていること。
<p>本学の設置目的及びディプロマ・ポリシーに則して卒業要件を定めており、専門職大学設置基準等が定める要件に合致している。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ: 3つの教育ポリシー (https://www.at-hyogo.jp/about/policy/) Webページ: 学則第26条 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/05/schoolrules070401.pdf) Webページ: 大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.30-32 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/04-1-geijyutubunkakankou_2010nsecchi_syushi1.pdf)</p>	
分析観点Ⅱ-7-2	卒業要件が学生に周知されていること。
<p>卒業要件について、「履修の手引き」やホームページに掲載し周知している。</p> <p>【根拠資料・データ】 <再掲>資料Ⅱ-1-1-①: 履修の手引き(抜粋P.2-3、P.23) Webページ: 教育情報の公表 (https://www.at-hyogo.jp/education/disclosure/)</p>	
分析観点Ⅱ-7-3	卒業要件に則して、卒業認定が実施されていること。
<p>卒業要件に則して、卒業認定を実施している。 卒業要件を適用する手順について、学則第26条に定めてあるとおり、「教授会の意見を聴いた上で、卒業を認定」としている。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ: 学則第26条 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/05/schoolrules070401.pdf) <再掲>資料Ⅱ-1-1-①: 履修の手引き(抜粋P.2-3、P.23)</p>	

基準Ⅱ-8	産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。
分析観点Ⅱ-8-1	産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。
<p>産業界・地域社会と連携した教育課程の編成を適切に進めている。 産業界・地域社会と連携して、「教育課程連携協議会」を年2回開催している(資料Ⅱ-8-1-①:教育課程連携協議会開催状況)。 産業界・地域社会からの意見が教育課程の編成に採用された実例は次のとおりである。 ①2023年度 第6回協議会における意見として、実習期間の過密さが学修効果を低減させているのではないかと懸念が示されたことから、2025年度カリキュラム改訂に合わせ、事前事後学習の時間を調整することにより実習期間の削減も可能としている。 ②2023年度 第5回協議会における意見として、発展型の実習について、毎回実習生が変わることにより、段階的な指導が非常に困難であるとの意見が示されたことから、2025年度カリキュラム改訂に合わせ、実習1と2を統合した(資料Ⅱ-8-1-②:第8回教育課程連携協議会議事録)。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅱ-8-1-①:教育課程連携協議会開催状況 資料Ⅱ-8-1-②:第8回教育課程連携協議会議事録</p>	
分析観点Ⅱ-8-2	教育課程連携協議会について、その構成員が適切であり、定期的開催され、機能していること。
<p>教育課程連携協議会について、その構成員は適切であり、定期的開催し、機能している。 構成員は、臨地実務実習の受入機関、関係広域職業団体関係者等で構成されている(資料Ⅱ-8-2-①:教育課程連携協議会名簿)。また、年2回、定期的開催している(<再掲>資料Ⅱ-8-1-①:教育課程連携協議会開催状況)。毎回、実習担当教員による実習事例の報告と質疑、各委員による建設的な意見交換が行われており、分析観点Ⅱ-8-1で示したように、ここでの意見がカリキュラム再編に活かされるなど十分に機能している。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅱ-8-2-①:教育課程連携協議会名簿 <再掲>資料Ⅱ-8-1-①:教育課程連携協議会開催状況</p>	

領域Ⅱ 自己点検評価概要

卒業認定・学位授与方針が、具体的かつ明確化され、カリキュラム・ポリシーが、ディプロマ・ポリシーと一貫性があり、具体的かつ明確である。

また、芸術文化及び観光のマネジメント能力、地域活性化に貢献する、世界に通じる専門職業人の育成をめざしており、教育課程の編成及び授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であり、専門職大学設置基準に適合するものである。

臨地実務実習の管理運営体制を整備し、適切に運用し、また、適切な授業形態(講義、演習、実習等)と学修指導法を採用している。客員・外部講師など幅広く様々な領域と連携した教育上の工夫を行っている。

公正な成績評価を客観的かつ厳格に実施し、公正な卒業認定を実施している上、産業界・地域社会と連携した教育課程の編成を進め、教育課程連携協議会を定期的開催し、機能している。

優れた成果が確認できる取組

・当該分野関連の企業や関係機関と連携した教育上の工夫として、臨地実務実習等の科目が機能しており、外部講師を招聘した集中講義等の取組みがある点。

特色ある取組

・企業、団体、産業界のニーズを反映させるため、本学教職員、専門分野の知識・経験を有する団体、地方公共団体、地域の関係者、臨地実務実習受入れ企業等で構成される、教育課程連携協議会を設置し、教育研究等の改善・向上を図っている点。

改善が望まれる事項

特になし

領域Ⅲ 教育研究実施組織

基準Ⅲ-1	教育研究実施組織が、専門職大学(芸術文化観光分野)が担う使命を遂行するために、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。
-------	---

分析観点Ⅲ-1-1	教育研究実施組織が、専門職大学(芸術文化観光分野)が担う使命を遂行する上で適切な構成となっており、継続的な研究成果の創出のための環境整備がされていること。
-----------	---

下記のとおり、教育研究実施組織が、専門職大学(芸術文化観光分野)が担う使命を遂行するために、適切な構成となっている。
教員組織及び職員組織の構成については、学則第3条乃至第5条にて規定している。責任体制については、第3条第2項にて学長の責任を「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」とし、第4条第2項にて学部長の責任を「学部長は、学部に関する校務をつかさどり、学部に関する事項を総括する。」と定めることで責任体制を明らかにしている。
また、大学の運営に係る重要事項を審議するとともに、戦略性をもった大学運営を推進するために、執行部会議規程に基づき、学内の最高意思決定機関として執行部会議を設置し、原則として月2回の定例会を学長が招集し開催している。併せて、大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会規程第2条に掲げる事項に関し、審議している。

【根拠資料・データ】

Webページ: 学則 (<https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/05/schoolrules070401.pdf>)

Webページ: 執行部会議規程 (<https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/04/2504sikkoubukaigikitei.pdf>)

Webページ: 教育研究審議会規程 (<https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/04/2504kyouikukennnkyuusinngikaikitei.pdf>)

資料Ⅲ-1-1-①: 組織・機構図、管理運営体制

教育課程現況票

分析観点Ⅲ-1-2	教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されており、継続的な研究成果の創出のための環境整備がされていること。
-----------	--

教育研究組織は、専門職大学設置基準等に照らして基準数以上の専任教員を配置している(教育課程現況票)。また、専任教員の4割以上は、実務経験を有する実務家教員であり、必要な実務能力を有する者を配置しており、大学の目的と整合性がある。これは2021年度の開学の際に認可を受け、2024年度まで継続して、履行状況を文部科学省へ報告している(Webページ: 2024年度 設置計画履行状況報告書P.25-44[5 教員組織の状況]、資料Ⅲ-1-2-①: 同P.152-159[参考資料⑦教員名簿])。

【根拠資料・データ】

教育課程現況票

Webページ: 2024年度 設置計画履行状況報告書P.25-44[5 教員組織の状況] (<https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/2025settikeikakurikouzyoukyouhoukokusyo.pdf>)

資料Ⅲ-1-2-①: 2024年度 設置計画履行状況報告書P.152-159[参考資料⑦教員名簿]

教育研究実績票

基準Ⅲ-2	教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。
分析観点Ⅲ-2-1	教授会等が、教育研究活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること。
<p>教員研究実施組織について主に、学則第3条乃至第5条で、職員組織、学部長及び教授会について示している。これらをもとに指揮系統を明確化するため、芸術文化観光専門職大学の管理運営体制として整理している。</p> <p>本学では、大学の運営に係る重要事項を審議するとともに、戦略性をもった大学運営を推進するために、執行部会議規程に基づき、学内の最高意思決定機関として執行部会議を設置し、原則として月2回の定例会を学長が招集し開催している。併せて、大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会規程第2条に掲げる事項に関し、審議している。</p> <p>また、学則第3章「教育課程及び履修方法等」で、「教育課程、授業科目及び授業の方法、単位の計算、単位の授与、成績の評価」等を、同第4章で、「入学に関する事項、卒業認定」等に関して規定している。なお、教員の人事等に関する重要事項に関しては、人事委員会規程で規定している。</p> <p>加えて、教授会について、学則第5条及び教授会規程において規定し、教授会の役割を、教授会規程第7条第1項にて、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。(1)学生の入学、卒業及び課程の修了、(2)学位の授与」と定めている。同条第2項にて、「教授会は、前項各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。(1)教育課程の編成、(2)学生の履修、(3)学生の在籍に関する事項(退学、転学、留学及び休学を除く)、(4)学生の懲戒処分、(5)学部長の候補者の推薦、(6)教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査」と定めている。このほか、同条第3項にて、「教授会は、前2項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べるができる。」としている。</p> <p>執行部会議・教育研究審議会の2024年度の開催実績は、「資料Ⅲ-2-1-①:2024年度 執行部会議・教育研究審議会の開催実績」に、教授会の2024年度の開催実績は、「資料Ⅲ-2-1-②:2024年度 教授会の開催実績、資料Ⅲ-2-1-③:2024年度 教授会の議事録」に記載するとおりである。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <p>Webページ: 学則 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/05/schoolrules070401.pdf)</p> <p>Webページ: 2024年度 設置計画履行状況報告書P.1、P.25-38 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/2025settikeikakurikouzyoukyouhoukokusyo.pdf)</p> <p><再掲>資料Ⅲ-1-1-①: 組織・機構図、管理運営体制</p> <p>Webページ: 執行部会議規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/04/2504sikkoubukaigikitei.pdf)</p> <p>Webページ: 教育研究審議会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/04/2504kyouikukennnkyuusnngikaikitei.pdf)</p> <p>Webページ: 人事委員会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2024/04/zinnziiinnkaikitei2404.pdf)</p> <p>Webページ: 教授会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/02-kyojyukai-kitei.pdf)</p> <p>Webページ: 教育課程連携協議会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/05kyouikukateirennkeikyougikai-kitei-.pdf)</p> <p>Webページ: ハラスメント対策委員会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/02_harasumentetaisakuiinnkaikitei2023.pdf)</p> <p>Webページ: 研究倫理委員会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/04/2504kennkyuurinnriinnkaikitei.pdf)</p> <p>Webページ: 自己評価委員会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2024/04/zikohyoukaiinnkai2404.pdf)</p> <p>Webページ: 入試委員会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/06_nyuusiiinnkaikitei2023.pdf)</p> <p>Webページ: 広報委員会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/07_kouhouiinnkaikitei2023.pdf)</p> <p>Webページ: 教務委員会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2024/04/kyoumuinnkai2404.pdf)</p> <p>Webページ: 学生生活委員会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/09_gakuseiseikatuiinnkaikitei2023.pdf)</p> <p>Webページ: 職務発明審査会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/bacb4323d293dfcefc8360b8a37330f0b192256a.pdf)</p> <p>Webページ: 劇場運営委員会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2024/04/gekizyouunneiiinnkai2404.pdf)</p> <p>資料Ⅲ-2-1-①: 2024年度 執行部会議・教育研究審議会の開催実績</p> <p>資料Ⅲ-2-1-②: 2024年度 教授会の開催実績</p> <p>資料Ⅲ-2-1-③: 2024年度 教授会の議事録</p>	

基準Ⅲ-3	教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者との連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。
分析観点Ⅲ-3-1	教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。
<p>教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されている。連携体制の確保のために、管理運営に関する会議体である執行部会議へ教職員が参加している。教授会については、情報共有や意思統一の機会を強化するために、教授会規程第2条に規定される構成員である専任の教授、准教授だけでなく、全専任教員が出席し、部局長等の職員も基本的に陪席しており、教職協働の円滑な連携体制となるよう、工夫している。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ: 大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.154-156 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/04-1-geijyutubunkakankou_2010nsecchi_syushi1.pdf) <再掲>資料Ⅲ-1-1-①: 組織・機構図、管理運営体制 Webページ: 教授会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/02-kyojyukai-kitei.pdf)</p>	
分析観点Ⅲ-3-2	管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)が実施されていること。
<p>管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)を実施している。本学は地域事情により自動車通勤者が多いことから、交通安全に関する研修会を実施している。また、服務規律の確保に関する研修会も実施している。このほか、ハラスメント研修等も実施している。</p> <p>さらには、一般社団法人公立大学協会が実施する事務職員を対象とした研修等にも参加するなどして、管理運営や教育支援に関わる教職員の資質向上に努めている。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ: 2024年度 設置計画履行状況報告書P.48 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/2025settikeikakurikouzyoukyouhoukokusyo.pdf)</p>	

領域Ⅲ 自己点検評価概要

専門職大学(芸術文化観光分野)が担う使命を遂行するために、教育研究実施組織を適切に構成し、必要な運営体制を適切に整備し、機能している。必要な教員を適切に配置しており、教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制を確保し、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組を実施している。

優れた成果が確認できる取組

・専門職大学設置基準では、必要な専任教員数の4割以上の実務家教員を設置することが義務付けられている。本学においては、必要専任教員数17名のうち7名以上の設置が義務付けられているところ、2倍超の18名を設置している点。

特色ある取組

・本学は1学部1学科の単科大学であり、学生数が比較的少なく、教職員組織も小規模である。芸術文化系と観光経営系の2つの専攻会議がある中、一体となって全学的な授業改善に関して取り組んでいる。例えば、令和7年度に実習科目の課題整理PTを設置し、両専攻の教員が協力しながら実施している。

改善が望まれる事項

特になし

領域Ⅳ 学修環境

基準Ⅳ-1	学修環境の維持・向上のために、入学者受入れ方針に則して入学者の受入れが適切に実施され、在籍者数及び実入学者数が、収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること。
-------	---

分析観点Ⅳ-1-1	入学者受入れ方針に沿った体制・方法が採用され、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていること。
-----------	--

入学者選抜実施体制として入試委員会を設置し、アドミッションポリシーに即して組織、内容、要項等を整え入試を実施している。入試委員会では、入試委員会規程において「学生募集に関すること」「入学試験の実施に関すること」「その他入試に関すること」などを執り行うと定めている。

「学生募集に関すること」については、文部科学省から通知される「大学入学者選抜実施要項について」に基づいて、6月中旬に「入学者選抜実施要項」を、8月中旬に「学生募集要項」をそれぞれ策定し、学則で規定した入学資格、出願資格、入学試験の方法・日程・内容・出願書類などを公表している。

「入学試験の実施に関すること」については、入試委員会に入試担当のワーキンググループを設置し、入試問題の作成、問題検定、採点のそれぞれを組織化している。それぞれの組織ではマニュアルや基準ルーブリック等を作成し、公平・公正を図っている。

本学のアドミッション・ポリシーは、

1. 高等学校で習得すべき基礎学力を身に付けている人(知識・技能)
2. 専門職大学での学修に必要な柔軟な思考による創造力、判断力、リーダーシップ、コミュニケーション能力を身に付けている人(思考力・判断力・表現力)
3. 芸術文化及び観光に関する専門的知識・技能を身に付けた上、その知見を生かして新たな価値創造に挑戦し、地域の活性化を図りたいという強い意欲を持っている人(主体性・協働性)
4. 多様な価値観に対する理解を深め、自分と異なる価値観や文化的な背景を持った人々とも交流を促進しようとする強い意欲と、相互に支え合いながら他者と協働して行動しようとする寛容性を持っている人(主体性・多様性・協働性)

と特徴的である。

入試要項にはこの点を評価すると明示し、受験生を多角的に評価・判定するために全ての試験区分で小論文、面接、グループワーク等を課している。可否の結果は、公平さを担保するため、学則に定める通り、教授会の意見を聴いた上で学長が合格者を決定している。

「その他入試に関すること」として、入試委員会に入試改革のワーキンググループを設置し、入試結果の検証と受け入れ方針に沿った入学者を確保するための入試方法の改善とを行っている。また、入試業務が適切かつ円滑に実施されるよう「出題ミス防止ガイドライン」冊子を作成し、信頼性や透明性の確保に努めている。

【根拠資料・データ】

Webページ: 学則第19条乃至第23条 (<https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/05/schoolrules070401.pdf>)

Webページ: アドミッションポリシー (<https://www.at-hyogo.jp/about/policy/>)

Webページ: 入試委員会規程 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/06_nyuusiinkaitetei2023.pdf)

Webページ: 入学者選抜実施要項 (<https://www.at-hyogo.jp/admission/summary/>)

Webページ: 学生募集要項 (<https://www.at-hyogo.jp/admission/application/>)

分析観点Ⅳ-1-2	<p>収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。</p>
<p>下記のとおり、収容定員に対する在籍者数の割合が適正である。 本学の過去4年間の収容定員に対する在籍者の割合は、「2024年度 設置計画履行状況報告書」で報告しているとおり、平均1.03倍であり、継続的に適正な数値で推移している。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ: 2024年度 設置計画履行状況報告書P.3 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/2025settikeikakurikouzyoukyouhoukokusyo.pdf)</p>	
分析観点Ⅳ-1-3	<p>入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。</p>
<p>下記のとおり、入学定員に対する実入学者数の割合が適正である。 本学の過去4年間の入学定員充足率は、「2024年度 設置計画履行状況報告書」で報告しているとおり、平均1.05倍であり、継続的に入学定員を充足しており、適正である。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ: 2024年度 設置計画履行状況報告書P.2 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/2025settikeikakurikouzyoukyouhoukokusyo.pdf)</p>	
基準Ⅳ-2	<p>教育研究実施組織及び教育課程に対応した施設・設備(ICT環境、バリアフリー化等を含む)並びに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。</p>
分析観点Ⅳ-2-1	<p>教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備され、専門職大学設置基準に適合し、有効に活用されていること。</p>
<p>本学の学舎等は、令和3年4月の開学に向けて、兵庫県により新たに建築され、当大学法人へ現物出資されたものである。なお、校地については、豊岡市から無償で借り受けている(2021年4月1日から30年間の貸付契約)。 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備し、かつ、専門職大学基準に適合し、有効に活用している。 校地面積および校舎面積に関しても、法令を遵守し、かつ、専門職大学基準に適合した上で有効に活用している(Webページ: 大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.115-124)。 学修環境としては、教育研究棟には、講義等で使用する大・中・小教室、情報演習室兼語学演習室、図書館、PBL室、自習室、ラーニング・commons等を整備している。また、実習棟には、劇場(大劇場・静思堂シアター)、実習室(小劇場・そぞろ座)、スタジオ等を整備している。 教員研究室については、1人部屋は36室、4人部屋は8室を確保している。また、共同研究室は5室を整備している。図書館には、無線LANのネットワーク環境の整備と合わせて、学生が資料を検索し、検索した資料を持って閲覧室や図書館内にあるPBL室(8室)で議論することで、解決策の発見に至るような学修のできる、アクティブ・ラーニング空間として整備している。一方で、静かに学べる空間として図書室に隣接して外部の音が遮断される自習室を設けている。 教室等の利用状況については、2024年度時間割に記載のとおりである。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅳ-2-1-①: 開学に向けた施設整備費について 資料Ⅳ-2-1-②: 学舎等の建物登記記録等 資料Ⅳ-2-1-③: 学舎等の土地登記記録等 Webページ: 大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.115-124 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/04-1-geijyutubunkakankou_2010nsecchi_syushi1.pdf) 資料Ⅳ-2-1-④: 2024年度時間割 教育課程現況票</p>	

分析観点Ⅳ-2-2	施設・設備における安全性が配慮されていること。
<p> 本学の学舎等は、令和3年4月の開学に向けて、兵庫県により新たに建築され、当大学法人へ現物出資されたものである。なお、校地については、豊岡市から無償で借り受けている(2021年4月1日から30年間の貸付契約)。 法令に基づき「防火対象物」及び「消防用設備等(特殊消防用設備等)」の点検を実施し、これまで「適正」及び「正常」の点検結果となっている。 施設・設備のバリアフリー化について、点字ブロックや標識シールの設置、身障者用駐車場、自動扉出入り口、エレベーター、身障者用トイレの整備、車椅子移動等に必要なスペース確保を行っており、障がいのある学生等の利用者が円滑に利用できるよう、配慮をしている。 安全・防犯面について、守衛室(火災受信所)を設け、警備員を24時間365日体制で外部委託により、配置している。来学者が入館する際には、受付(守衛室)で所属・氏名等を記載の上、入館証を携帯させている。また、敷地内に防犯カメラを設置し守衛室で監視しており、安全・防犯面に配慮している。 </p> <p> 【根拠資料・データ】 <再掲>資料Ⅳ-2-1-①:開学に向けた施設整備費について <再掲>資料Ⅳ-2-1-②:学舎等の建物登記記録等 <再掲>資料Ⅳ-2-1-③:学舎等の土地登記記録等 資料Ⅳ-2-2-①:「防火対象物」及び「消防用設備等(特殊消防用設備等)」の点検実績 資料Ⅳ-2-2-②:学舎等平面図 資料Ⅳ-2-2-③:警備計画書・警備委託の仕様書 </p>	
分析観点Ⅳ-2-3	教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていること。
<p> 学舎及び学生寮に無線Wifi環境を整備し、授業内外において、インターネット接続が可能な環境としている。 教員および職員にはセキュリティに配慮した専用の有線LAN環境を提供している。 このほか、以下の対応も行っている。 ・学外での実習の際には、ポータブルWifiの貸し出しを行い、通信費の自己負担なしでインターネット接続を可能としている。 ・ICT環境の維持管理及びセキュリティー管理のため、常駐のSEを配備し、また、システムアップデート等のメンテナンスを保守契約に含める等により、一定のセキュリティポリシーの維持を図っている。 ・学習管理システム(Google Classroom等)の導入により、教育活動における情報共有や課題管理を円滑に行える体制を整えている。 </p> <p> 【根拠資料・データ】 <再掲>資料Ⅲ-1-1-①:組織・機構図、管理運営体制 資料Ⅳ-2-3-①:情報処理教育システム、無線LAN・学生寮ネットワークシステム整備状況(仕様書等抜粋) </p>	

分析観点Ⅳ-2-4	自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。
<p>自習室、グループ討議室、情報機器室等による自主的学修環境を整備している。</p> <p>学術情報館(図書館)内には、外部音が遮断されている自習室1室(48席)、グループ作業に適したPBL室8室(1、2階に各4室)、個人用視聴覚レファレンス席(10席)を整備しており、学生はそのいずれにおいても学内及び個人の端末を用いて高速で安定的な無線LANを利用できる(Webページ:大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.121-123)。</p> <p>令和7年3月現在での図書等の蔵書数は、図書31,939冊(うち外国書5,305冊)、紙媒体の雑誌66種(うち外国書2種)、電子書籍6,477タイトル、電子ジャーナル7種(うち外国書7種)、視聴覚資料253点、データベース6種である。</p> <p>学術情報館は8時から22時まで開館しており、学生は授業以外の時間にも上記の設備や蔵書を利用できる。令和6年度の利用状況からは、自習室やPBL室が学生に効果的に利用されていることがわかるが、個人用視聴覚レファレンス席の利用は芳しくないため、今後は学生のDVDやEPAD(舞台芸術のデジタルアーカイブ)視聴を促す取組を実施したい(資料Ⅳ-2-4-①:令和6年度自主的学修環境の利用状況_学術情報館)。</p> <p>また、情報演習室内には、動画編集やPOPの制作等、クリエイティブな活動が可能なPCを設置(40台)し、土日を問わず開学時間中であれば自由に使用できる環境を整備している。</p> <p>なお、一部教室にはプロジェクターを設置し、図書館内のPBLエリアおよびラーニングコモンズ(グループ討議室)には電子黒板を導入するなど、教育活動を支援するICT機器環境を整備している。</p> <p>このほかにも、学内及び学生寮に無線Wifi環境を整備することで、授業内外において、インターネット接続が可能な環境としている(再掲)。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <p>Webページ:大学の設置等の趣旨等を記載した書類PDF(1)P.121-123(https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/04-1-geijyutubunkakankou_2010nsecchi_syushi1.pdf)</p> <p>資料Ⅳ-2-4-①:令和6年度自主的学修環境の利用状況_学術情報館</p> <p><再掲>資料Ⅳ-2-3-①:情報処理教育システム、無線LAN・学生寮ネットワークシステム整備状況(仕様書等抜粋)</p>	
基準Ⅳ-3	教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、それらの管理運営体制が整備され機能していること。
分析観点Ⅳ-3-1	教育研究活動を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費が執行されていること。
<p>本学の学舎等は、令和3年4月の開学に向けて、兵庫県により新たに建築され、当大学法人へ現物出資されたものである。なお、校地については、豊岡市から無償で借り受けている(2021年4月1日から30年間の貸付契約)。</p> <p>教育研究活動を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費を執行している。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <p><再掲>資料Ⅳ-2-1-①:開学に向けた施設整備費について</p> <p><再掲>資料Ⅳ-2-1-②:学舎等の建物登記記録等</p> <p><再掲>資料Ⅳ-2-1-③:学舎等の土地登記記録等</p> <p>資料Ⅳ-3-1-①:予算の概要(2021～2025年度)</p> <p>資料Ⅳ-3-1-②:決算の概要(2021～2024年度)</p>	
分析観点Ⅳ-3-2	施設・設備の管理運営組織が、適切な規模と機能を有していること。
<p>教育研究活動を支える施設・設備を運用するための管理運営組織が、適切な規模と機能を有している。</p> <p>学舎及び学生寮の施設・設備について、事務局に担当課及び担当職員を配置している。なお、施設・設備の維持、管理、清掃、警備等の業務については、業者委託し管理運営業務の体制をとっている。</p> <p>ホームページ等の管理運営については、事務局担当課により、委託業者と連携して管理・運営を行っている。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <p><再掲>資料Ⅲ-1-1-①:組織・機構図、管理運営体制</p>	

基準Ⅳ-4	学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。
分析観点Ⅳ-4-1	履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性(履修歴や実務経験の有無等)を踏まえて適切に行われていること。
<p>単位認定、卒業要件などについて、「シラバス」や「履修の手引き」に記載している。これらは、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーを踏まえて策定している。これらの運用上の規程として、「履修手続き及び試験・成績に関する規程」を定めている。</p> <p>また本学では、1, 2年次ではクラス担任制、3, 4年次では専門演習及び総合演習担当教員により学生の履修希望や進路に応じて、教務委員会や教職員から学生一人ひとりに助言・指導を行っている(<再掲>資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引きP.22)。担任や科目担当以外の教職員であっても、オフィスアワーの周知や研究室前の掲示で在室を表示することで、学生が容易に相談ができる環境を整えている。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ: 2025年度シラバス(https://www.at-hyogo.jp/education/syllabus/) <再掲>資料Ⅱ-1-1-①:履修の手引き(抜粋P.22) Webページ: 履修手続き及び試験・成績に関する規程(https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/1-CATrishutetsudukiosobi-shikennikansuru-kitei.pdf)</p>	
分析観点Ⅳ-4-2	障がいのある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対する学修支援を行う体制が整備されていること。
<p>障がいのある学生や履修上特別な支援を必要とする学生に対する学修支援を学生の希望に応じ、行う体制を整備している。</p> <p>具体的には障がいのある学生に対する学修支援として、学生からの支援依頼があれば、教務委員会、学生生活委員会、関係職員で協議、面談を行い、必要な支援を決定している。履修に関しては科目担当への配慮要請を行ったり、生活面ではカウンセリングや面談による相談を定期的実施し、状況に応じた支援を行っている。</p> <p>留学生に対する学修支援として、国際交流センターによる交流イベントを行ったり、学生寮を居住場所として提供することで孤立化を防いだり、財政的な支援を行っている。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料Ⅳ-4-2-①:障がいのある学生支援のガイドライン</p>	

基準Ⅳ-5	学生に対して、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。
分析観点Ⅳ-5-1	学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。
<p>本学では、学生生活全般に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援を行っている（＜再掲＞資料Ⅲ-1-1-①：組織・機構図、管理運営体制資料、資料Ⅳ-5-1-①：学生便覧（抜粋）、資料Ⅳ-5-1-②：【2025年入学生版】履修の手引き（抜粋））。</p> <p>（生活に関する相談） 生活に関する相談・助言体制については、担当教員、保健室、学務課、外部カウンセラーによる複数の相談窓口を設置し、学生への支援を行っている。また、学生生活委員会を設置し、学生生活全般に関する事項を審議している（資料Ⅳ-5-1-①：学生便覧（抜粋）、資料Ⅳ-5-1-②：【2025年入学生版】履修の手引き（抜粋）、Webページ：学生生活委員会規程）。</p> <p>（経済面の援助に関する相談） 経済面の援助に関する相談・助言体制については、奨学金を始めとする各種制度を周知するとともに、年度初めに奨学金説明会を実施している（資料Ⅳ-5-1-③：R7学生便覧（抜粋）経済支援）。 上記の相談・助言体制については、学生便覧、学内イントラネットに掲載するとともに、オリエンテーションで周知している（資料Ⅳ-5-1-④：令和7年度オリエンテーションウィーク日程表）。</p> <p>（進路に関する相談） 進路に関する相談・助言体制として、キャリア支援を専門に行うキャリアサポートセンターを設置しており、キャリアサポート運営委員会が中心となって運営を行うと共に、国家資格キャリアコンサルタントを有するキャンパスキャリアセンターコーディネーターを配置し、キャリア形成支援や就職支援を行っている。具体的には、オリエンテーションにおけるキャリアガイダンス、ビジネスマナー講座、芸術文化・観光等に関連する業界研究会等のセミナーを開催するとともに、個人面接などの個別指導を行っている（資料Ⅳ-5-1-⑤：令和6年度 セミナー等 実施状況、資料Ⅳ-5-1-⑥：2024年度 就職・進路相談日程（模擬面接等））。</p> <p>【根拠資料・データ】 ＜再掲＞資料Ⅲ-1-1-①：組織・機構図、管理運営体制資料 資料Ⅳ-5-1-①：学生便覧（抜粋） 資料Ⅳ-5-1-②：【2025年入学生版】履修の手引き（抜粋） Webページ：学生生活委員会規程（https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2023/12/09_gakuseiseikatuiinkaikitei2023.pdf） 資料Ⅳ-5-1-③：R7学生便覧（抜粋）経済支援 資料Ⅳ-5-1-④：令和7年度オリエンテーションウィーク日程表 資料Ⅳ-5-1-⑤：令和6年度 セミナー等 実施状況 資料Ⅳ-5-1-⑥：2024年度 就職・進路相談日程（模擬面接等）</p>	

分析観点Ⅳ-5-2	各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。
<p>各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制を構築している。「ハラスメント等対策ガイドライン」を作成し、「セクシュアル・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「アルコール・ハラスメント」「性暴力等」「その他のハラスメント」について定め、対応している(Webページ:ハラスメント等対策ガイドライン)。</p> <p>また、窓口を学務課、保健室、ハラスメント対策委員会委員と定め、メールや本学HPで相談フォームも用意して対応を行っている(Webページ:ハラスメント等防止)。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ:ハラスメント等対策ガイドライン(https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2024/11/CAT_harassment_guidline202411.pdf) Webページ:ハラスメント等防止(https://www.at-hyogo.jp/campus-life/harassment/)</p>	
領域Ⅳ 自己点検評価概要	
<p>学修環境の維持・向上のために、アドミッション・ポリシーに則して入学者の受入れを適切に実施し、在籍者数及び実入学者数が、収容定員及び入学定員に対して適正な数となっている。</p> <p>教育研究実施組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料を整備し、有効に活用している。</p> <p>教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤を確立し、それらの管理運営体制を整備し機能している。</p> <p>学生に対して、適切な履修指導、学修支援を実施しており、また、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等を適切に実施している。</p>	
<p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドミッション・ポリシーに基づいた入学者を確保するため、HP、大学案内パンフレット、オープン・キャンパスなどを通じて、入学検討者に本学の理念や特長を丁寧に伝えている点。 ・入学選抜を適切に行うことにより、入学後のミスマッチを防いでいる点。 ・入学後は、担任制度や少人数授業などきめ細かい学生支援を行うことにより、収容定員が充足している点。 	
<p>特色ある取組</p> <p>本学は、学内及び学生寮に無線Wifi環境を整備し、授業内外において、インターネット接続が可能な環境としている。また、教育活動における情報共有や課題管理を円滑に行えるよう、学習管理システム(Google Classroom等)を導入している。</p>	
<p>改善が望まれる事項</p>	
<p>特になし</p>	

領域 V 内部質保証

基準 V-1

【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の改善・向上が図られていること。

分析観点 V-1-1

教育研究活動等の質及び学生の学修成果の水準について、継続的に維持、改善・向上を図るための体制が整備されていること。

教育研究活動等の質及び学生の学修成果の水準について、継続的に維持、改善・向上を図るための体制を整備している。内部質保証に関わる体制としては、開学時から副学長を委員長とする自己評価委員会を設置し、定期的に自己点検・評価等を実施している。なお、ホームページ等を通じて、教育・研究活動及び大学に関する情報を発信している。このほかにも、自己評価委員会では、教育の取組状況や学修成果等について点検・評価するために、データや資料の収集・分析（教学IR）に関する取り組み、令和6年度から教学IRシステムを構築し始めている。現時点では試験的な導入で様々なデータの関係性（相関関係）をみて、学生の傾向を掴むことを目的としている。法人評価の範疇にはなるものの、出資している兵庫県が中期目標を定め、それに基づいた中期計画を大学法人として策定している。地方独立行政法人法の改正（令和5年6月16日施行）に伴い、年度計画、年度評価は不要となったが、県との協議により、質保証や進捗管理等の観点から、大学法人独自の取組として、毎年度の業務実績に係る自己評価を行っている。なお、令和6年度までの6年間（本学は4年間）は、第二期の中期目標及び中期計画の期間であり、先般、第二期中期目標期間に係る業務実績報告書を大学法人として兵庫県（法人評価委員会）へ提出している。令和7年度からは新たに第三期の中期目標及び中期計画の期間（6年間）が始まっている（Webページ：中期目標・中期計画）。

【根拠資料・データ】

Webページ：自己評価委員会規程（<https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2024/04/zikohyoukaiinnkai2404.pdf>）

Webページ：第二期中期目標期間に係る業務実績報告書P.16-37、P.44-47（<https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/dai2kigyoumujisseki.pdf>）

Webページ：第三期中期目標P.1、P.4-8（<https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/04/daisannkicyuukimokuhyou2025.pdf>）

Webページ：第三期中期計画P.4-5、P.7、P.9、P.16-24（<https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/04/daisannkicyuukikeikaku2025.pdf>）

分析観点 V-1-2

自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定され、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析されていること。

自己点検・評価を実施するための評価項目を適切に設定し、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果を分析している。完成年度に至るまでの本学の自己点検・評価については、主として、「設置計画履行状況報告書」における項目を具体的かつ客観的な指標・数値として用い、文部科学省への報告を行うことで広く公表し、本学の教育の実施状況や成果を分析してきた。

【根拠資料・データ】

Webページ：2024年度 設置計画履行状況報告書P.44-46（<https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/2025settikeikakurikouzyoukyouhoukokusyo.pdf>）

分析観点 V-1-3	自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。
<p>自己点検・評価の結果を踏まえて決定した対応措置の実施計画に基づいた取組を行い、実施した取組の効果を検証している。 2021年度の開学から4年間は設置計画履行状況報告を4年間行った。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料 V-1-3-①: 2021年度 設置計画履行状況報告書 [P.33-36] 資料 V-1-3-②: 2022年度 設置計画履行状況報告書 [P.45-51] 資料 V-1-3-③: 2023年度 設置計画履行状況報告書 [P.41-45] Webページ: 2024年度 設置計画履行状況報告書 P.44-46 (https://www.at-hyogo.jp/wp/wp-content/uploads/2025/08/2025settikeikakurikouzyoukyouhoukokusyo.pdf)</p>	
基準 V-2	教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の改善・向上に活かされていること。
分析観点 V-2-1	法令等が公表を求める事項が公表されていること。
<p>本学では、学校教育法第109条第1項、同第113条及び学校教育法施行規則第172条の2に示されている内容について、本学ホームページにすべて掲載し公表している。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ: 教育情報の公表 (https://www.at-hyogo.jp/education/disclosure/)</p>	
分析観点 V-2-2	社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に資する体制が整備され機能していること。
<p>本学では、ホームページやSNS等で情報の公開を行っている。 入学に関する社会の反応は、主に広報委員会が、就職に関する社会の反応は、主にキャリアサポート・センターが、その他教育研究については、主に事務局が対応し、各委員会やセンターへとつなげるとともに、必要に応じて経営戦略会議や執行部会議で情報共有しながら組織的に対応している。 また、企業、団体、産業界のニーズを反映させるため、本学教職員、専門分野の知識・経験を有する団体、地方公共団体、地域の関係者、臨地実務実習受け入れ企業で構成される、教育課程連携協議会を設置し、教育研究等の改善・向上をはかっている。</p> <p>【根拠資料・データ】 <再掲> 資料Ⅲ-1-1-①: 組織・機構図、管理運営体制 <再掲> 資料Ⅱ-8-1-①: 教育課程連携協議会 開催状況</p>	

基準 V-3	専門職大学(芸術文化観光分野)の教育に資する研究のあり方を踏まえて、芸術文化観光関連の学術的研究、芸術文化観光に関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られていること。
分析観点 V-3-1	教員の任用及び昇任等にあたって、芸術文化観光関連の教育研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。
<p>教員の任用及び昇任等にあたって、芸術文化観光に関する教育研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させている。</p> <p>教員の任用や昇任については、兵庫県公立大学法人教員人事規程(Webページ)によって選考方法等を定め、兵庫県公立大学法人教員選考基準により、職位の階梯ごとに求める教育上、研究上、実務上等の知識や能力、実績について定めている(資料 V-3-1-①: 兵庫県公立大学法人教員選考基準)。</p> <p>内部昇任については、芸術文化観光専門職大学内部昇任基準を定め、職位の階梯ごとに求める教育、研究・活動、社会貢献及び管理運営等における業績の基準を示している。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ: 兵庫県公立大学法人教員人事規程(https://puc-hyogo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/30kyouin_jinji.pdf) 資料 V-3-1-①: 兵庫県公立大学法人教員選考基準 資料 V-3-1-②: 芸術文化観光専門職大学内部昇任基準(令和7年度)</p>	
分析観点 V-3-2	専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われていること。
<p>教員評価においては、研究・社会貢献・管理運営面と合わせて教育活動にかかる自己評価を年2回行っており、評価委員会による年度末評価を行っている。教員評価結果については学部長等による面談もっており、勤勉手当、内部昇任等の基礎資料ともなっている(資料 V-3-2-①: 令和7年度教員評価の実施について)。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料 V-3-2-①: 令和7年度教員評価の実施について</p>	
分析観点 V-3-3	授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)が組織的に実施されていること。
<p>教務委員会の担当業務として、FD研修を実施している。</p> <p>授業評価アンケートの分析や教員間の課題共有をはかり、必要に応じて協議、研修につなげるなど組織的に実施している。</p> <p>【根拠資料・データ】 <再掲> 資料 II-5-1-②: FD研修の実施について <再掲> 資料 II-5-1-③: FD研修議事録</p>	
分析観点 V-3-4	教育支援者や指導補助者に対して、質の維持・向上を図る取組が組織的に実施されていること。
<p>経験の浅い教育支援者や指導補助者に対しては、専任教員が事前協議や授業打合せなどを綿密に行うなど指導を行っている。これにより、授業の質の維持向上に努めている。</p> <p>【根拠資料・データ】 Webページ: 2025年度シラバス(https://www.at-hyogo.jp/education/syllabus/) 資料 V-3-4-①: 令和7年度臨地実務実習マニュアル(担当教員版)</p>	

領域Ⅴ 自己点検評価概要

内部質保証に係る体制・手順を明確にし、適切に実施することで教育研究等の改善・向上を図っている。
教育研究活動等に関する情報を適切に公表し、説明責任を果たすとともに、社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に活かしている。

専門職大学(芸術文化観光分野)の教育に資する研究のあり方を踏まえて、芸術文化観光学の確立に向けた実践的な研究に継続的に取り組み、教員の質を確保している。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上を図っている。

優れた成果が確認できる取組

・授業等に対する学生アンケート(授業評価アンケート)を実施しており、授業改善に活用している点。

特色ある取組

・企業、団体、産業界のニーズを反映させるため、本学教職員、専門分野の知識・経験を有する団体、地方公共団体、地域の関係者、臨地実務実習受入れ企業等で構成される、教育課程連携協議会を設置し、教育研究等の改善・向上をはかっている点。

改善が望まれる事項

特になし